

平成26年3月5日

京成バスシステム(株)本社営業所の行政処分(車両停止処分)について

京成バスシステム(株)本社営業所において、平成25年6月12日及び平成25年6月20日に、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の監査が行われました。この結果、関東運輸局から同法第40条に基づき事業用自動車の使用停止処分(1両10日間)の命令を2月25日に受けました。処分の内容は次のとおりです。指摘を受けた事項については、ただちに改善をしていくとともに、より一層の業務処理適正化に努めてまいります。

1 監査で受けた指摘事項

1. 運転者の過労防止に関する措置が、不適切であったもの。
2. 運転者に対する輸送の安全確保についての指導が不適切であったこと。
3. 運転者に対する特別な指導(高齢)が不適切であったこと。
4. 運転者に対し、適性診断(適齢)を受けさせていなかったこと。
5. 輸送実績報告書の提出を忘れていたこと。

2 改善策

1. 過労防止策として、新規乗務員採用・ダイヤ削減等改善中でございます。
2. 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の教育資料を作成し、乗務員教育を行っております。
3. 指導を忘れていた該当運転者(高齢)に対し指導教育を行いました。
4. 受診を忘れていた該当運転者に対し適齢診断を受診させました。
5. 輸送実績報告書は、監査後提出いたしました。

3 今回の行政処分の内容

事業用自動車の使用停止処分(1両10日間)

営業所：本社営業所

期 間：平成26年3月3日(月)から3月12日(水)まで

※この処分によるダイヤへの影響はありません。

以上